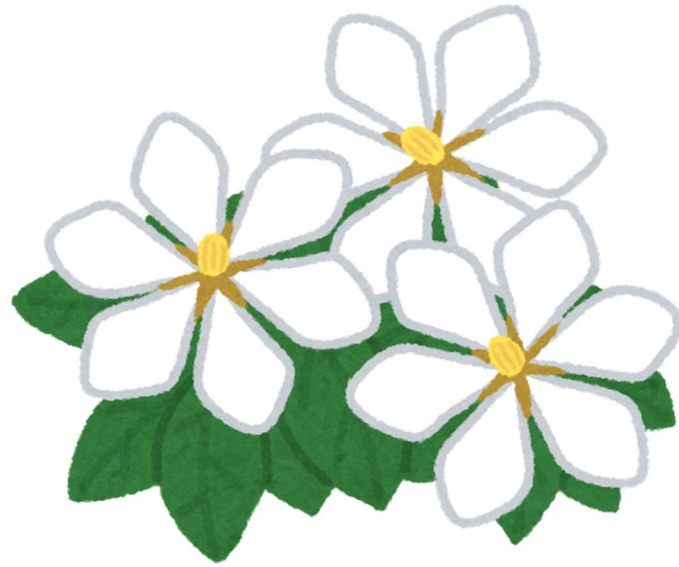


おくやみハンドブック

(おくやみに関連した手続きについてのご案内)



市役所での必要な手続きについて、案内しておりますので
ご利用ください。

【目次】

- 市役所での手続きについて 1～12 ページ
(市役所での手続きチェックリスト 1・2 ページ)
- 市民課で発行する証明書について 14 ページ
- 庁舎案内図 17 ページ

東 近 江 市

市役所での手続きチェックリスト

～フロア図は 17 ページを参照ください～

区分	手続きが必要な人	主な手続き	担当課 (フロア図)	ページ
住民登録	印鑑登録をしている	●印鑑登録証（シティカード）の返還	市民課 ①	3
	マイナンバーカードがある	●カードの返納(希望者のみ)		
福祉医療	福祉医療費受給券(助成券)を所持している	福祉医療費助成制度に関する手続き ●受給券（助成券）の返納 ●医療費の助成申請（償還払い未申請分） ●振込口座の変更（医療費の償還がある場合）	保険年金課 ②	3
年金	国民年金に加入している(第1号被保険者)	国民年金の手続き ●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 ●死亡一時金の請求	保険年金課 ②	4
	国民年金または厚生年金を受給している	●未支給年金請求・年金受給権死亡届 ※遺族厚生年金を受給できる遺族の方には、彦根年金事務所での申請手続きに必要なものを本課窓口にてご案内します。		
	共済年金のみ受給している	各共済組合へ直接お問い合わせください。		
保険	国民健康保険に加入している	国民健康保険の手続き ●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●通知等送付先の変更申請	保険年金課 ②	5
	後期高齢者医療保険に加入している	後期高齢者医療保険の手続き ●各種証の返納 ●葬祭費の支給申請 ●高額療養費等の支給申請 ●通知等送付先の変更申請	保険年金課 ②	
介護	65歳以上または介護認定を受けている	各種保険者証の返還 ●介護保険被保険者証 ●介護保険負担割合証 ●介護保険負担限度額認定証 ●社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 ●介護保険利用者負担額減額・免除等認定証	長寿福祉課 ③	6
	高額介護サービス費等の支給を受けている	●振込口座の変更	長寿福祉課 ③	
	緊急通報システムを利用している	●緊急通報システム利用異動届・緊急通報装置返還	長寿福祉課 ③	
	介護用品購入助成券の交付を受けている	●介護用品購入助成券交付事業受給資格等変更届出・介護用品購入助成券の返還	長寿福祉課 ③	
税金	市県民税・固定資産税・軽自動車税を納めている	●相続人代表者の指定	資産税課④ 市民税課⑤	7
	口座振替を利用して納税している(納税義務者・納税管理人・相続人代表者等)	●今後の納税に関する手続き・納付について(口座振替の変更または廃止等)	納税課 ⑥	
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカーを所有している	●名義変更・廃車手続き	市民税課 ⑤	

区分	手続きが必要な人	主な手続き	担当課 (フロア図)	ページ
障害	次のいずれかを所有している ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	●各種障害者手帳の返納	障害福祉課 ⑦	7
	次のいずれかを受給している ・特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当	●受給資格者死亡届 ●未支払手当請求	障害福祉課 ⑦	
こども	児童手当の支給対象児または受給者である	(児童手当の支給対象児童が亡くなった場合) ●受給事由消滅届または額改定届 (児童手当の受給者が亡くなった場合) ●未支払手当請求 ●認定請求	こども政策課 ⑧	8
	児童扶養手当の支給対象児または受給者である *配偶者の方が亡くなったことで、ひとり親(18歳未満の児童を監護)になられた場合は、御相談ください。	(児童扶養手当(または特別児童扶養手当)の支給対象児童が亡くなった場合) ●資格喪失届または額改定届 (児童扶養手当(または特別児童扶養手当)の受給者が亡くなった場合) ●未支払手当請求 ●認定請求	こども政策課 ⑧	
障害	特別児童扶養手当の支給対象児または受給者である		障害福祉課 ⑦	9
水道	水道 (八日市、永源寺、五個荘、能登川、蒲生地区)	●水道の閉栓・名義変更、支払いに関する手続き	上下水道料金課	
	水道 (愛東、湖東地区)		愛知郡広域行政組合水道事務所	
下水道	下水道使用者(構成員)である ・井戸水を使用している	●使用中止、世帯人数の変更手続き ●使用料(公共下水道・農村下水道)の支払方法の変更手続き	上下水道料金課	
市営住宅	故人が市営住宅・改良住宅に入居している	●名義人が亡くなって、同居者が新たな名義人になるとき ●名義人でない同居人が亡くなったとき ●住宅を退居されるとき	住宅課 ⑨	10
環境	市営墓地の利用者である	●墓地の承継の届出	生活環境課 ⑩	11
	犬を飼っている	●所有者の変更届		
	浄化槽の名義人である	●浄化槽管理者の変更届		
森林	地域森林計画の対象森林を相続された方	●森林法第10条の7の2第1項の規定による届出 ~森林の所有者が変更となった場合、届出をしてください。	林業振興課 ⑪	
農地	農地を相続された方	●農地法第3条の3第1項の規定による届出	農業委員会事務局⑫	
防災無線	独居世帯で世帯主がお亡くなりになった場合	●東近江市防災情報告知放送システム「戸別受信機」の返却	防災危機管理課 ⑬	12
	世帯主が変更となった場合	●東近江市防災情報告知放送システム「戸別受信機」の貸与者変更		

*各種手続きは支所でもできるものがあります。

永源寺支所 ☎050-5801-1121 五個荘支所 ☎050-5801-3111 愛東支所 ☎050-5801-0211
湖東支所 ☎050-5801-0511 能登川支所 ☎050-5801-1331 蒲生支所 ☎050-5801-1161

印鑑登録をしている

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
住民登録	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑登録証（シティカード）の返還 死亡届によりお亡くなりになられた方の印鑑登録は抹消されます。 □故人の印鑑登録証（シティカード） 	できるだけ早く	<ul style="list-style-type: none"> ●市民部市民課 ☎ 0748-24-5630 IP 050-5801-5630 ●各支所

マイナンバーカード(通知カード)を所持している

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
住民登録	<p>亡くなられた方のマイナンバーカードやマイナンバーの通知カード、個人番号通知書は、相続などの諸手続きが済むまでは保管しておいてください。その後、希望される場合は、市民課窓口に返納することができます。(個人番号通知書は返納不要です。)</p> <p>なお、亡くなられた方がマイナンバーカードや通知カード、個人番号通知書をお持ちでない場合は、その方のマイナンバーを知ることはできません。</p>	なし	<ul style="list-style-type: none"> ●市民部市民課 ☎ 0748-24-5630 IP 050-5801-5630 ●各支所

福祉医療費受給券(助成券)を所持している

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
福祉医療	<p>故人が福祉医療費の受給者であった場合は、次の手続きをしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受給券（助成券）の返納 <ul style="list-style-type: none"> □受給券（助成券） ●医療費の助成申請（償還払い未申請分） <ul style="list-style-type: none"> □領収書 □相続人の印鑑（認印） □相続人の通帳 ●助成金の振込口座の変更 <ul style="list-style-type: none"> □相続人の印鑑（認印） □相続人の通帳 <p>※故人の口座に振込手続き中の助成金がある場合のみです。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●受給券の返納速やかに ●医療費の助成申請 医療機関等で医療保険の自己負担分を支払った日の翌日から5年以内 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康医療部保険年金課 ☎ 0748-24-5631 IP 050-5801-5631 ●各支所

国民年金に加入している(第1号被保険者)

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
年金	<p>故人とご遺族が次に該当する場合、年金や一時金が支給される可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●遺族基礎年金の請求 <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の被保険者 ・国内居住者で60歳以上65歳未満の国民年金の被保険者であった者 ・老齢基礎年金の受給権者(25年以上の受給資格期間の者に限る) ・老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者(25年以上の受給資格期間の者に限る) ●寡婦年金の請求 <ul style="list-style-type: none"> ・10年以上の保険料納付済期間(免除期間を含む)があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合 ●死亡一時金の請求 <ul style="list-style-type: none"> ・3年以上の保険料納付済期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合 <p>※持ち物など詳細はご相談ください。 ※加入履歴により年金事務所での手続きとなる場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●遺族基礎年金の請求 ●寡婦年金の請求 <p>亡くなった日から5年以内</p> <ul style="list-style-type: none"> ●死亡一時金の請求 <p>亡くなった日から2年以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●健康医療部保険年金課 <p>☎ 0748-24-5631 IP 050-5801-5631</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各支所 <p>※年金事務所での手続きも可能です。</p>

国民年金または厚生年金を受給している

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
年金	<ul style="list-style-type: none"> ●未支給年金請求・年金受給権死亡届 <p>※生計を同じくしていた方は次の順に請求することができます。</p> <p>①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他3親等内の親族</p> <ul style="list-style-type: none"> □年金証書 □請求者名義の通帳 □マイナンバーのわかるもの(請求者) □請求者の戸籍(請求者が①は謄本、②は抄本、③～⑦は関係の分かるもの) □請求者の世帯全員の住民票(続柄・世帯主記載あり) <p>※マイナンバー記載により省略できる場合があります</p> <p>※故人が世帯主だった場合は、続柄・世帯主の変更履歴・備考欄が記載されたもの</p> <p>※故人の住民票の除票(続柄・世帯主記載あり)も必要な場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> □生計同一証明書(別世帯の場合は必要) □死亡診断書の写し 	<p>亡くなった日から5年以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●健康医療部保険年金課 <p>☎ 0748-24-5631 IP 050-5801-5631</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各支所 <p>※年金事務所での手続きも可能です。</p> <p>遺族厚生年金の申請は</p> <ul style="list-style-type: none"> ●彦根年金事務所 <p>☎ 0749-23-1112</p>

国民健康保険に加入している

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
保険	<p>故人が国民健康保険の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種証の返納 <ul style="list-style-type: none"> □故人の「被保険者証」または「資格証」等 □対象者のみ限度額適用認定証、特定疾病療養受療証 ※世帯主が亡くなられた場合は、家族分の被保険者証が差し替えになります。 ●葬祭費の支給申請 <ul style="list-style-type: none"> □喪主の通帳（口座番号が確認できるもの） □葬祭を行ったことを確認できるもの（会葬礼状・葬儀式場の領収書など） ※申請者が喪主でない場合は委任状が必要です。 ※保険加入から3ヶ月以上経過している方が対象です。 ●通知等送付先の変更申請 <ul style="list-style-type: none"> □申請者の印鑑（認印） <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故人が生前に高額療養費の支給請求をし、振込口座を本人名義にされていた場合は、相続人の口座に変更する必要があります。 ・保険料の精算があった場合は、翌月以降に通知します。 ・保険料の支払いがある場合は、納付書をお送りしますので期限までに納付してください。 ・保険料の払い戻しがある場合は、手続きのための必要書類を送付しますので早めに提出してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各種証の返納 速やかに ●葬祭費の支給申請 葬祭を行った日の翌日から2年以内 ●高額療養費等の申請 診療年月の翌月1日から2年以内 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康医療部保険年金課 ☎ 0748-24-5631 IP 050-5801-5631 ●各支所

後期高齢者医療保険に加入している

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
保険	<p>故人が後期高齢者医療保険の被保険者であった場合、次の手続きをしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種証の返納 <ul style="list-style-type: none"> □故人の被保険者証 □対象者のみ限度額適用認定証、特定疾病療養受療証 ●葬祭費の支給申請 <ul style="list-style-type: none"> □喪主の通帳（口座番号が確認できるもの） □葬祭を行ったことを確認できるもの（会葬礼状・葬儀式場の領収書など） ※申請者が喪主でない場合は委任状が必要です。 ●高額療養費等の支給申請 <ul style="list-style-type: none"> □相続人の通帳 ※該当した場合のみ後日支給します。 ●通知等送付先の変更申請 <ul style="list-style-type: none"> □申請者の印鑑（認印） 	<ul style="list-style-type: none"> ●葬祭費の支給申請 葬祭を行った日の翌日から2年以内 ●その他の手続き 速やかに 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康医療部保険年金課 ☎ 0748-24-5631 IP 050-5801-5631 ●各支所

	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料の精算があった場合は、翌月以降に通知します。 ・保険料の支払いがある場合は、納付書をお送りしますので期限までに納付してください。 ・保険料の払い戻しがある場合は、手続きのための必要書類を送付しますので早めに提出してください。 		
--	--	--	--

65歳以上または介護認定を受けている

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
介護	各種保険者証の返還 ●介護保険被保険者証 ●介護保険負担割合証 ●介護保険負担限度額認定証 ●社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 ●介護保険利用者負担額減額・免除等認定証	速やかに手続きをしてください。	●福祉部長寿福祉課 ☎ 0748-24-5678 IP 050-5801-5678

高額介護サービス費等の支給を受けている

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
介護	●振込口座の変更 □相続人代表の印鑑（認印） □振込を希望する口座の通帳 その他：状況に応じて別途手続きが必要な場合があります。	介護サービス利用月の翌月1日から2年以内	●福祉部長寿福祉課 ☎ 0748-24-5678 IP 050-5801-5678

緊急通報システムを利用している

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
介護	●緊急通報システム利用異動届・緊急通報装置の返還 □申請者の印鑑（認印） □端末機器一式	速やかに手続きをしてください。	●福祉部長寿福祉課 ☎ 0748-24-5645 IP 050-5801-5645

介護用品購入助成券の交付を受けている

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
介護	●介護用品購入助成券交付事業受給資格等変更届出・介護用品購入助成券の返還	速やかに手続きをしてください。	●福祉部長寿福祉課 ☎ 0748-24-5645 IP 050-5801-5645

市県民税・固定資産税・軽自動車税を納めている

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
税金	<p>故人に課税されていた市税を引き継いでいただくため、相続人の中から代表者を指定していただく必要があります。</p> <p>●「相続人代表者指定届出書（兼固定資産現所有者申告書）」の提出が必要です。</p> <p>・軽自動車税については別途、名義変更または廃止の手続きが必要です。</p> <p>・登記物件の土地・家屋の相続については別途、法務局にて相続登記が必要です。</p> <p>・未登記物件の家屋については別途、「家屋を現に所有している者の申告書」の提出が必要です。</p> <p>□相続人代表者の印鑑（認印） □相続人全員の住所・氏名の記入</p>	<p>相続人の代表者が決まれば速やかに手続きをしてください。</p>	<p>●税務部市民税課 ☎ 0748-24-5604 IP 050-5801-5604</p> <p>●税務部資産税課 ☎ 0748-24-5605/5637 IP 050-5801-5605/5637</p> <p>●各支所</p>

口座振替を利用して納税している(納税義務者・納税管理人・相続人代表者等)

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
税金	<p>●今後の納税に関する手続き・納付について(口座振替の変更または廃止等)</p> <p>□(登録・変更) 希望される口座振替の通帳、口座の届出印</p> <p>※ゆうちょ銀行からの口座振替を希望される方は、直接ゆうちょ銀行窓口へ御提出ください(納税課・支所では受付できません)。</p> <p>□(廃止) 認印</p>	<p>(登録・変更) 振替開始希望の1月前まで (廃止) 振替廃止希望の1月前まで</p>	<p>(登録・変更)</p> <p>●税務部納税課 ☎ 0748-24-5606 IP 050-5801-5606</p> <p>●各支所 ●各金融機関 (廃止) ●税務部納税課 ●各支所</p>

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカーを所有している

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
税金	<p>故人名義の原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車、ミニカーがある場合、名義変更または廃止の手続きをしてください。</p> <p>●名義変更・廃車の手続き</p> <p>□ナンバープレート □手続きされる方の印鑑(認印)または本人確認書類</p> <p>※軽自動車やバイク(125cc超)の手続きについては、13ページを御覧ください。</p>	<p>軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内</p>	<p>●税務部市民税課 ☎ 0748-24-5604 IP 050-5801-5604</p>

次のいずれかを所有している【身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳】

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
障害	<ul style="list-style-type: none"> ●各種障害者手帳の返納 □所持されている障害者手帳 □届出人の印鑑（認印） 	速やかに手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉部障害福祉課 ☎ 0748-24-5640 IP 050-5801-5640 ●各支所

次のいずれかを受給している【特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当】

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
障害	<ul style="list-style-type: none"> ●受給資格者死亡届 ●未支払手当請求 □届出人の印鑑（認印） □未支払金がある場合は、振込を希望する口座の通帳 	速やかに手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉部障害福祉課 ☎ 0748-24-5640 IP 050-5801-5640 ●各支所

児童手当の支給対象児または受給者である

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
子ども	<p>手当の支給対象となっていた児童または受給していた方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。 (児童手当の支給対象児童が亡くなられた場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受給事由消滅届または額改定届 (児童手当の受給者が亡くなられた場合) ●未支払手当請求 <ul style="list-style-type: none"> □未支払分の手当を受給する児童の通帳 ●認定請求 <ul style="list-style-type: none"> □新たな養育者の健康保険証、通帳、マイナンバーの分かるもの 	亡くなられた日の翌日から15日以内	<ul style="list-style-type: none"> ●こども未来部こども政策課 ☎ 0748-24-5643 IP 050-5801-5643 ●各支所

児童扶養手当の支給対象児または受給者である

***配偶者の方が亡くなられたことで、ひとり親(18歳未満の児童を監護)になられた場合は、御相談ください。**

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
子ども	<p>手当の支給対象となっていた児童または受給していた方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。 (児童扶養手当の支給対象児童が亡くなられた場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●資格喪失届または額改定届 <ul style="list-style-type: none"> □児童扶養手当証書 (児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合) ●未支払手当請求 <ul style="list-style-type: none"> □児童扶養手当証書 □未支払分の手当を受給する児童の通帳 ●認定請求 <ul style="list-style-type: none"> ※必要なものについては、手続きの御相談の際に、お示しします。 	亡くなられた日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ●こども未来部こども政策課 ☎ 0748-24-5643 IP 050-5801-5643 ●各支所

特別児童扶養手当の支給対象児または受給者である

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
障害	<p>手当の支給対象となっていた児童または受給していた方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。 (特別児童扶養手当の支給対象児童が亡くなられた場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●資格喪失届または額改定届 <ul style="list-style-type: none"> □特別児童扶養手当証書 (特別児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合) <ul style="list-style-type: none"> ●未支払手当請求 <ul style="list-style-type: none"> □特別児童扶養手当証書 □対象児童の通帳 ●認定請求(別の養育者による申請) <ul style="list-style-type: none"> □戸籍謄本 □新たな受給者の通帳 □マイナンバーの分かるもの 	亡くなられた日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉部障害福祉課 ☎ 0748-24-5640 IP 050-5801-5640 ●各支所

水道に関する手続き

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
水道	<ul style="list-style-type: none"> ●水道の閉栓・名義変更、支払いに関する手続き 【八日市、永源寺、五個荘、能登川、蒲生地区】 東近江市水道部上下水道料金課 東近江市川合寺町 746 番地 【愛東、湖東地区】 愛知郡広域行政組合水道事務所 東近江市鯉江町 1676 番地 	速やかに手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ●水道部上下水道料金課 ☎ 0748-22-2061 IP 050-5801-2061 ●愛知郡広域行政組合水道事務所 ☎ 0749-46-0168 IP 050-5801-0900

下水道使用者(構成員)である・井戸水を使用している

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
下水道	<p>故人が井戸水を使用されていた御家庭の場合は、下水道使用者の人数変更等のため、次の手続きをしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公共下水道排水量認定申告書(変更)の提出 ⇒公共下水道を使用されていた場合 ●使用中止、使用者名義の変更、支払いに関する手続き <p>※口座振替の変更は、金融機関の窓口にて手続きをしてください。</p>	速やかに手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ●水道部上下水道料金課 ☎ 0748-22-2061 IP 050-5801-2061

故人が市営住宅・改良住宅に入居している

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
市営住宅	<p>●名義人が亡くなられて、同居者が新たな名義人になるとき 提出物</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>市営住宅入居承認申請書（様式第 19 号） <input type="checkbox"/>誓約書（様式第 7 号） <input type="checkbox"/>確約書 <input type="checkbox"/>新名義人の所得証明書 <p>※その他必要な書類がある場合があります。また、新名義人になれる同居人には要件があります。詳しくは住宅課までお問い合わせください。</p> <p>●名義人でない同居人が亡くなったとき 提出物</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>入居家族異動届（様式第 18 号） <input type="checkbox"/>異動日（死亡日）がわかる住民票（コピー可） <p>●住宅を退居されるとき 提出物</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>市営住宅返還届（様式第 36 号） <input type="checkbox"/>市営住宅敷金還付請求書 <input type="checkbox"/>家賃還付請求書 <input type="checkbox"/>敷金還付金充当承諾書 <input type="checkbox"/>口座振込依頼書 <input type="checkbox"/>市営住宅駐車場返還届 （駐車場の契約があった場合） <p>※退居の際には、退居検査があります。退居検査の日程調整が必要なので、住宅課までお問い合わせください。</p> <p>(例) 一人暮らしの入居者が亡くなったとき (例) 名義人が亡くなられて、同居人が退居するとき</p>	<p>速やかに手続きをしてください。</p>	<p>●都市整備部住宅課 ☎ 0748-24-5652 IP 050-5801-5652</p>

市営墓地の利用者である

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
環境	故人が市営墓地の利用者であった場合、次の手続きをしてください。 ●墓地利用権承継許可申請書、誓約書の提出 <input type="checkbox"/> 市営墓地の利用許可証 <input type="checkbox"/> 新利用者の住民票 <input type="checkbox"/> 故人と新利用者の続柄が確認できる戸籍書類	速やかに手続きをしてください。	●環境部生活環境課 ☎ 0748-24-5633 IP 050-5801-5633

犬を飼っている

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
環境	故人が犬を飼っていた場合、飼い主変更の手続きをしてください。 ●犬の登録事項変更届の提出 <input type="checkbox"/> 故人が犬の所有者であった愛犬カード	速やかに手続きをしてください。	●環境部生活環境課 ☎ 0748-24-5633 IP 050-5801-5633

浄化槽の名義人である

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
環境	故人が浄化槽の使用名義人であった場合、次の手続きをしてください。 ●浄化槽管理者変更報告書の提出 *浄化槽とは、下水道や農業集落排水へ接続していない御家庭が利用するもので、各家庭の敷地内に設置される生活排水を浄化する施設のことです。	亡くなった日から30日以内	●環境部生活環境課 ☎ 0748-24-5633 IP 050-5801-5633

森林を所有している

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
森林	故人が地域森林計画の対象となる森林を所有していた場合、新たに所有者となられる方の届出をしてください。 ●森林法第10条の7の2第1項の規定による届出 森林の土地の所有者届出書 <input type="checkbox"/> 添付書類 (1) 該当土地を示す地図 (2) 該当土地の登記事項証明書及びその他の届出の原因を証明する書面 ※地域森林計画の区域については、滋賀県ホームページを参照願います。	当該森林の土地の所有者となった日から90日以内	●農林水産部林業振興課 ☎ 0748-24-5523 IP 050-5801-2188

農地を相続された方

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
農地	<ul style="list-style-type: none"> ●農地法第3条の3第1項の規定による届出 (農地を相続等によって新たに取得した場合) □認印 	農地を相続してからお おむね10ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ●農業委員会事務局 ☎ 0748-24-5682 IP 050-5801-5682

東近江市防災情報告知放送システム「戸別受信機」

項目	主な手続き・(□必要なもの)	期限	受付窓口
防災無線	<p>独居世帯で世帯主がお亡くなりになった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東近江市防災情報告知放送システム「戸別受信機」を返却ください。 □世帯主に貸与している戸別受信機 <p>世帯主が変更となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東近江市防災情報告知放送システム「戸別受信機」の貸与を新たな世帯主に変更してください。 	速やかに手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> ●返却先 市民部市民課 各支所 ●問合せ先 防災危機管理課 ☎ 0748-24-5695 IP 050-5801-5624

*各種手続きは支所でもできるものがあります。

○永源寺支所 (永源寺コミュニティセンター)

〒527-0231 東近江市山上町 1316 番地 ☎ 0748-27-1121 IP 050-5801-1121

○五個荘支所

〒529-1492 東近江市五個荘小幡町 318 番地 ☎ 0748-48-3111 IP 050-5801-3111

○愛東支所

〒527-0162 東近江市妹町 29 番地 ☎ 0749-46-0211 IP 050-5801-0211

○湖東支所

〒527-0113 東近江市池庄町 505 番地 ☎ 0749-45-0511 IP 050-5801-0511

○能登川支所

〒521-1292 東近江市躰光寺町 262 番地 ☎ 0748-42-1331 IP 050-5801-1331

○蒲生支所

〒529-1592 東近江市市子川原町 676 番地 ☎ 0748-55-1161 IP 050-5801-1161

不動産を相続される方

建物や土地を相続された場合は、たとえ登記の手続がされていなくても、相続人が責任をもって適正に管理する義務があります。令和6年4月1日から、相続により（遺言による場合を含みます。）不動産を取得した相続人は、所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならぬこととされました。また、遺産分割協議の成立により、不動産を取得した相続人は、遺産分割協議が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記の申請をしなければならぬこととされました。正当な理由がないにもかかわらず申請をしなかった場合には、10万円以下の過料が科されることがあります。不動産を相続された方は、速やかに相続等の登記手続を行いましょう。

さらに、建物は、使わないと急激に傷んでしまいます。建物の老朽化により他人に被害が及んだ場合、損害賠償責任を問われる可能性がありますので、定期的な風通しや補修などの管理が必要です。

東近江市では、空家の売却、賃貸などについて協力する東近江市空家バンク制度を実施していますので、お気軽に御相談ください。

【相談窓口】都市整備部住宅課空家対策推進係

☎ 0748-24-5669

国・県の機関(市役所以外)での手続きチェックリスト

項目	対象者	主な手続き	問合せ先
相続・変更登記	不動産の所有者	登記物件の土地・家屋の相続登記の手続き	大津地方法務局 東近江出張所 東近江市八日市緑町8番17号 ☎ 0748-22-0494（予約制）
相続・遺言	相続をされる方	相続放棄の申し立て	大津家庭裁判所 彦根支部 彦根市駅東町1-13 ☎ 0749-44-8012
国税	相続税や所得税の申告をされる方	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	近江八幡税務署 近江八幡市桜宮町243番地2 ☎ 0748-33-3141
普通自動車	普通自動車・バイク(125cc超)の所有者	名義変更・廃車の手続き	近畿運輸局 滋賀運輸支局 守山市木浜町2298番地5 ☎ 050-5540-2064
		自動車税の手続き	滋賀県自動車税事務所 守山市木浜町2298番地3 ☎ 077-585-7288
軽自動車	軽自四輪車の所有者	名義変更・廃車の手続き	軽自動車検査協会 滋賀事務所 守山市木浜町2298番地2 ☎ 050-3816-1843
運転免許証	運転免許証所有者	返納の手続き	東近江警察署 東近江市八日市緑町26番18号 ☎ 0748-24-0110

○市民課で発行する証明書について

死亡届受理後は、死亡診断書のコピーをお渡しすることはできません。

ただし、遺族年金や簡易生命保険などの請求に必要な場合は、死亡届受理後に「届書記載事項証明書、届書等情報内容証明書（死亡届の写し）」の交付を受けることができます。（法令により義務付けている場合のみ）

* 民間の生命保険会社などに使用される場合は、死亡診断書発行医療機関にご請求ください。

届書記載事項証明書（死亡届の写し）を請求するには

- ・ 年金証書・簡易生命保険証書などの提示をお願いします。
- ・ 手数料は、350 円です。
- ・ 交付には数日お時間をいただく場合があります。

亡くなられた方の死亡事項が記載された戸籍(除籍)謄本の請求ができるようになるまでは、死亡届出の日から10日前後の日数がかかりますので、ご了承ください。

年金、金融機関、生命保険の請求など、相続の手続きに関して、戸籍（除籍）謄本等の書類が必要になる場合があります。

戸籍謄本等を請求されるときは、誰のどのような戸籍が必要かをご確認のうえ、本籍地または最寄りの市区町村にご請求ください。

例 「〇〇さんの出生から死亡までの戸籍」、「〇〇さんの死亡の記載がある戸籍」

○手数料（一通につき） 戸籍謄本 450 円
除籍謄本、改製原戸籍謄本 750 円

○請求できる方 亡くなられた方の配偶者、直系血族の方、代理人（委任状が必要）
第三者（権利行使や義務履行に必要な場合のみ）

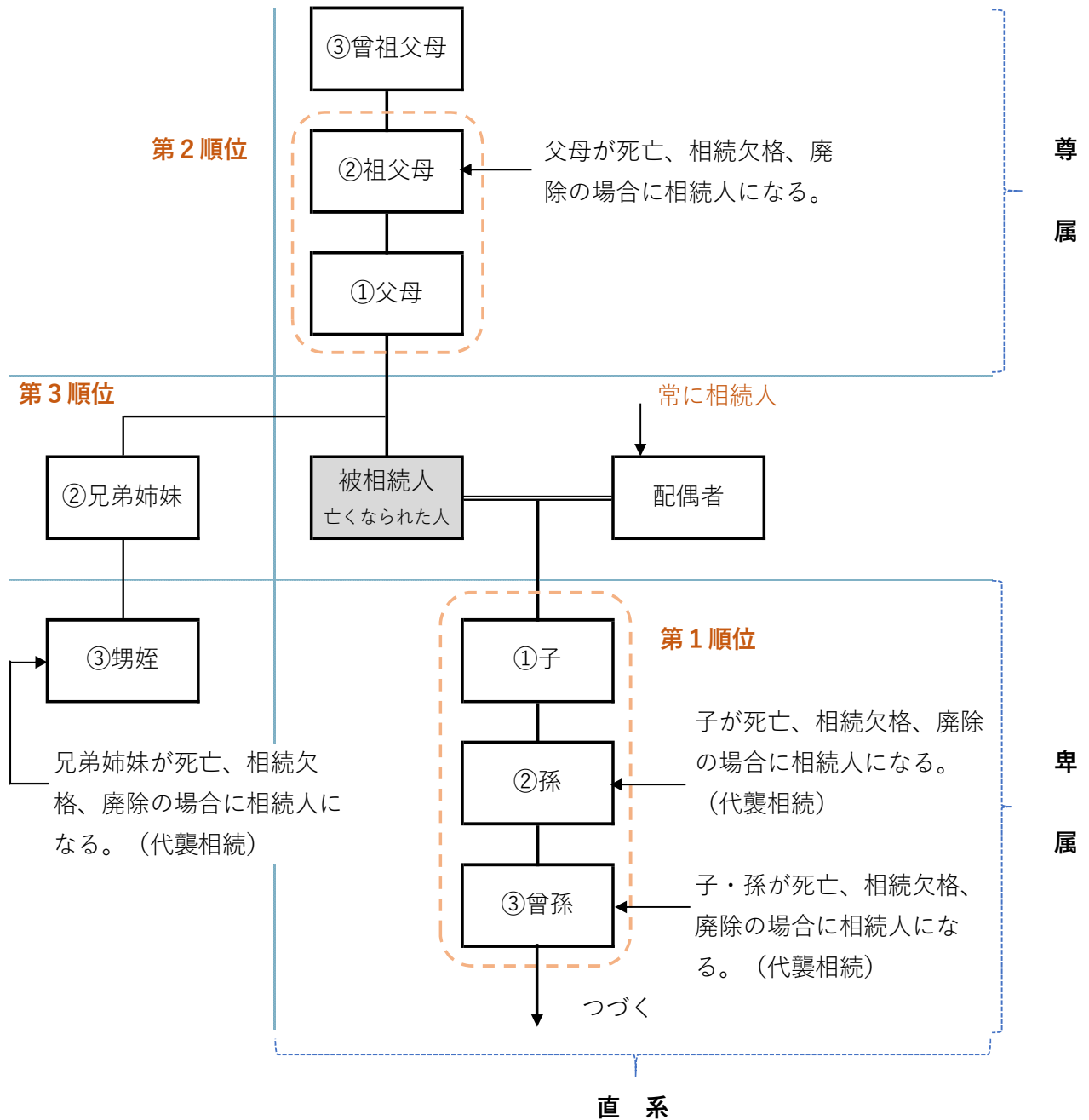
* 本籍地以外の市区町村では、配偶者や直系血族の方しか請求することができません。

きょうだいや代理人、第三者は本籍地以外で戸籍謄本等を請求することはできませんので、直接本籍地の市区町村にご請求ください。

* 請求時には本人確認をさせていただきますので、運転免許証などの顔写真入りの公的な本人確認書類をご持参ください。

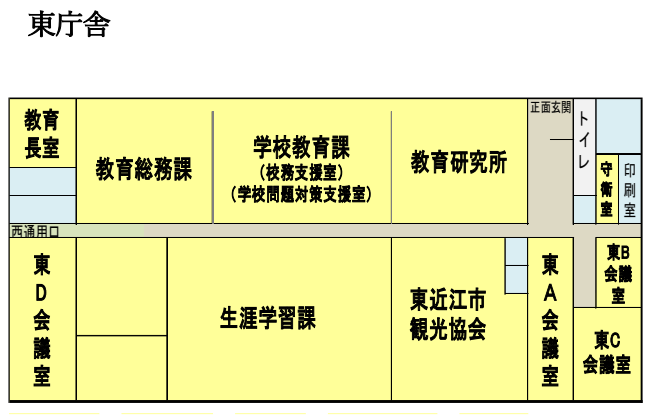
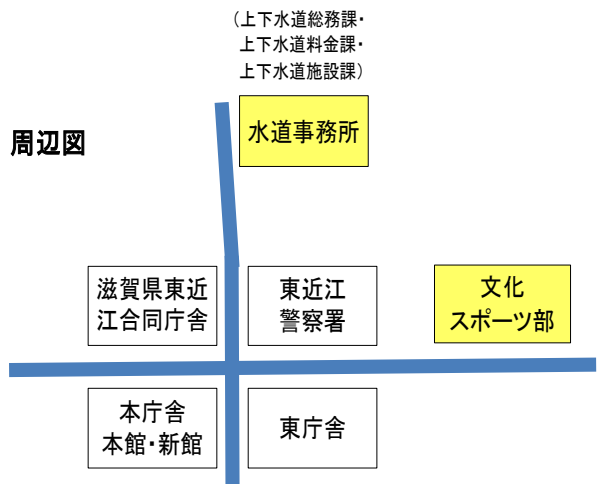
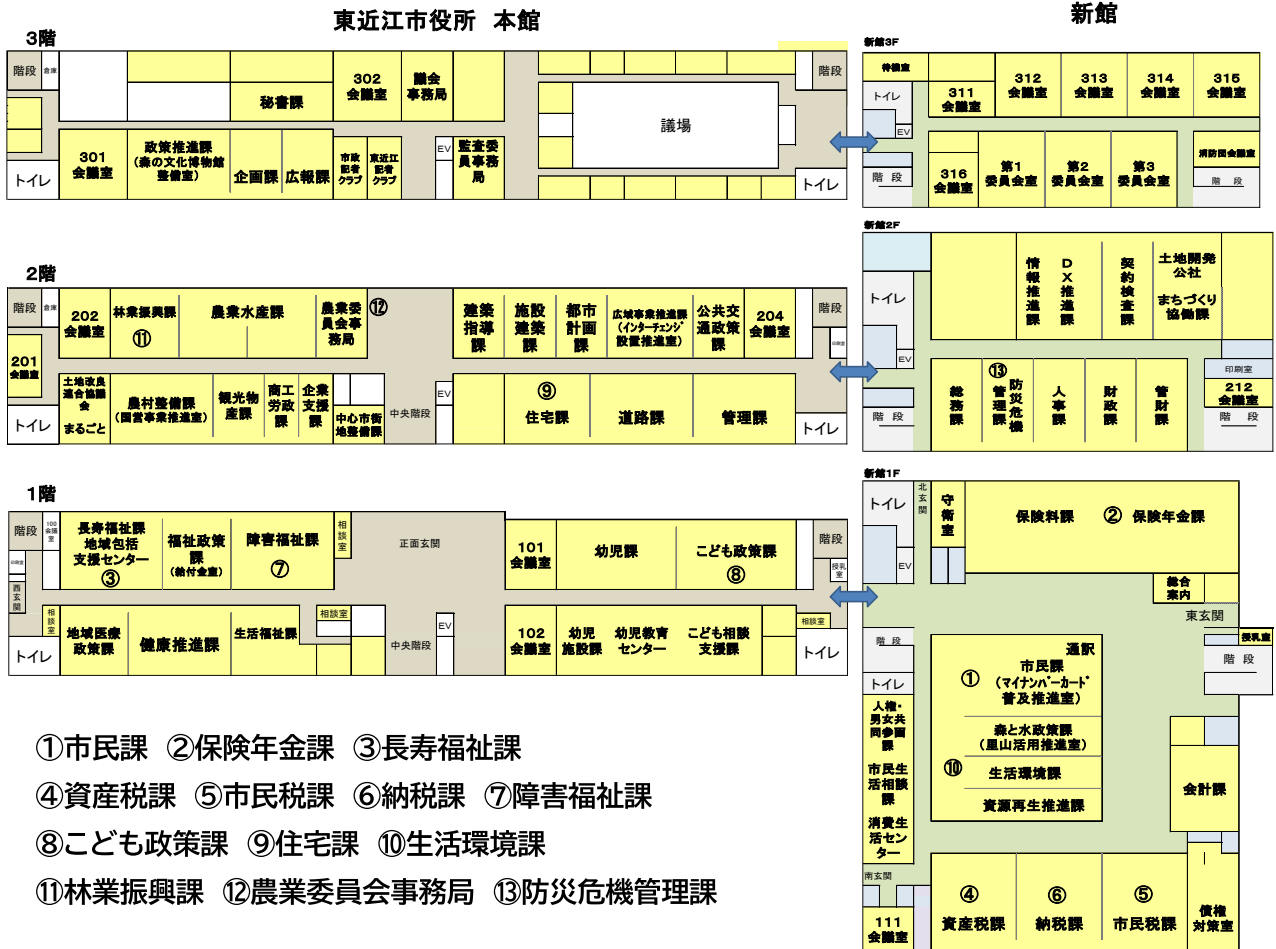
家系図（第3親等内の親族）

①～③の数字は親等数



MEMO

庁舎案内図



委任状

令和 年 月 日

(あて先) 東近江市長

委任者 住所 _____
氏名 _____ ⑩
生年月日 _____
電話番号 _____

私は、次の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

代理人 住所 _____
(窓口に来られる人) 氏名 _____
生年月日 _____

○委任事項

(故人) _____ の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- 住民票の写し等の交付申請および受領の権限
- 戸籍証明書の交付申請および受領の権限(※本籍を記入してください。)
〔本籍：滋賀県東近江市 番地(番) 〕

*本籍が東近江市の場合のみ、委任することができます。委任状で請求する場合、東近江市以外の戸籍については、本籍地の役所に請求してください。

発行元：東近江市市民部市民課

☎ 0748-24-5630 IP 050-5801-5630

発行年：2024年5月